

5年ごと利差配当付 終身介護保障保険

特長

一生涯を通じて保障を得られます。

介護保障、死亡保障は一生涯継続しますので、「いざというときに保障がなかった…」ということがありません。

所定の要介護状態になられたとき、収入が確保できます。

公的介護保険制度の要介護2以上の状態^{*}になられたときには介護一時金および介護年金をお支払いします。また、その要介護状態が継続している限り、一生涯にわたり介護年金をお支払いします。

^{*}被保険者が満65歳未満のときに当社所定の要介護状態に該当した場合も含まれます。
介護一時金のお支払額は基本介護年金額と同額です(お支払いは1回のみ)。

死亡給付金額をお選びいただけます。

ご契約時に死亡給付金額を基本介護年金額の5倍、7倍、10倍の3種類の中からお選びいただけます。

介護一時金・介護年金のお支払い事由が生じた後に死亡された場合には、死亡給付金額から既にお支払い事由が生じた介護一時金・介護年金の合計金額を差し引いてお支払いします(差し引き後の死亡給付金額がマイナスまたは0になる場合は死亡給付金をお支払いしません)。

5年ごとに契約者配当金をお支払いします。

責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合、契約者配当金をお支払いします。

高度障害状態・身体障害状態などになられたときは、以後の保険料のお払込みは不要です。

被保険者が以下のいずれかの事由に該当したとき、以後の保険料のお払込みが不要となります(保険料の払込方法が一時払の場合を除く)。

病気・ケガにより所定の高度障害状態になられたとき

不慮の事故により事故日から180日以内に所定の身体障害状態になられたとき

介護一時金の支払事由に該当し、かつ、介護一時金の免責事由に該当しないとき

不慮の事故の範囲、所定の高度障害状態・身体障害状態、介護一時金の免責事由につきましては「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

所定の要件を満たした場合、三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になられたときや、所定の障害状態・要介護状態になられたときに、以後の保険料のお払込みが不要となる保険料払込免除特約を付加することもできます。詳しくは保険料払込免除特約のパンフレットをご覧ください。

契約者貸付制度をご利用いただけます。

一時的に資金が必要なときなどに、介護一時金のお支払事由に該当する前であれば、解約返戻金額の所定の範囲内で貸付けを受けることができます。

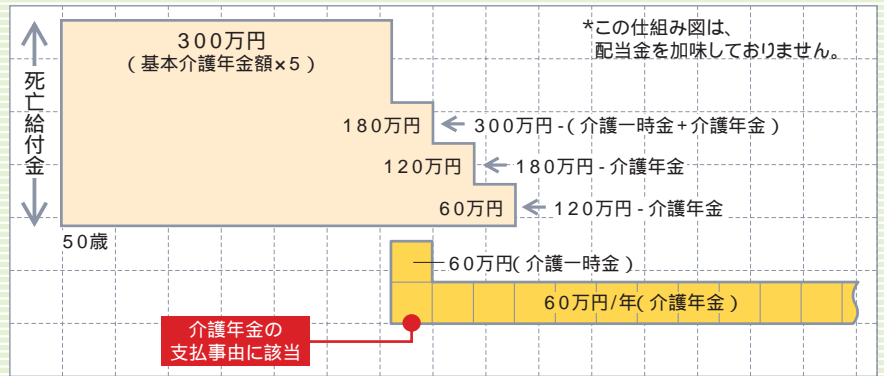
仕組みとご契約例

- 死亡給付倍率5倍の場合 -

被保険者	50歳 男性
基本介護年金額	60万円
死亡給付金	300万円(基本介護年金額×5)
保険期間	終身
保険料払込期間	70歳
個別毎月払保険料	15,840円

保険料は年齢・性別・死亡給付倍率により異なります。

公的介護保険制度が変更された場合、お支払い事由の変更を行うことがあります。



一時金・年金・給付金のお支払い事由(詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

お支払いする一時金・年金	一時金・年金のお支払い事由	お支払い額	お受取りになる人
介護一時金 介護年金 (第1回目)	責任開始期以後の傷害または疾病が原因で、次のいずれかに該当したとき 公的介護保険制度の要介護2以上の状態 ^{*1} に該当していると認定されたとき 被保険者が満65歳未満のときに当社所定の要介護状態 ^{*1} が180日継続したと医師によって診断確定されたとき	基本介護年金額 (介護一時金のお支払いは1回のみ)	被保険者 ^{*2} (保険契約者と死亡給付金受取人が法人の場合は、保険契約者)
介護年金 (第2回 ^{*3} 以後)	第1回目の介護年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日に、責任開始期以後の傷害または疾病が原因で、次のいずれかに該当したとき 公的介護保険制度の要介護2以上の状態 ^{*1} に該当していると認定されているとき 満65歳未満の被保険者が、180日以上前から継続して当社所定の要介護状態 ^{*1} に該当していると医師によって診断確定されたとき	基本介護年金額	
お支払いする給付金	給付金のお支払い事由	お支払い額	お受取りになる人
死亡給付金	死亡されたとき	基本介護年金額に、保険契約締結時に定めた割合(5倍・7倍・10倍)を乗じた金額 死亡前に介護一時金・介護年金の支払事由が生じているときは、その合計額を差し引いた金額となります(その金額がマイナスまたは0となる場合には、死亡給付金の支払いはありません)。	死亡給付金受取人

^{*1} 公的介護保険制度の要介護2以上の状態、当社所定の要介護状態につきましては、中面および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

^{*2} 予め指定代理請求人(配偶者やお子さまなど)を指定されている場合は、被保険者が請求できないときに、指定代理請求人から請求をいただくこともできます。

^{*3} 公的介護保険制度の要介護2以上の状態または当社所定の要介護状態から回復した場合には、以降の介護年金のお支払いを中断します。なお、再度支払事由に該当したときは、介護年金のお支払いを再開します。

5年ごと利差配当付 介護一時金特約

特長

一生涯を通じて保障を得られます。

保障は一生涯継続しますので、「いざというときに保障がなかった…」というようなことはありません。

5年ごとに契約者配当金をお支払いします。

責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を超えた場合、契約者配当金をお支払いします。

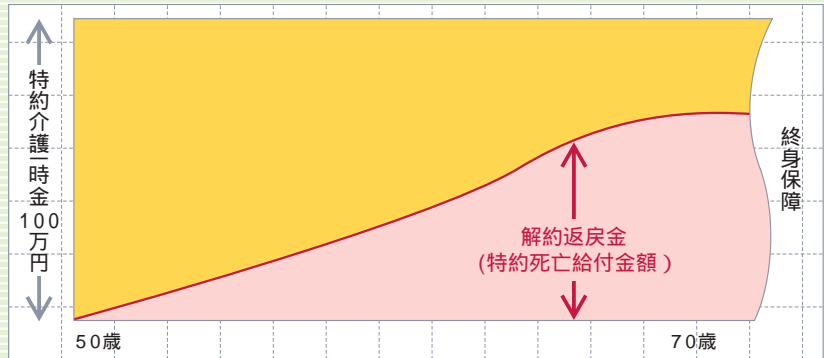
所定の要介護状態になられたとき、一時金が確保できます。公的介護保険制度の要介護2以上の状態^{*}になられたときに特約介護一時金をお支払いします。

^{*}被保険者が満65歳未満のときに当社所定の要介護状態に該当した場合も含みます。

仕組みとご契約例

被保険者 50歳 男性
 特約介護一時金 100万円
 保険期間 終身
 保険料払込期間 70歳
 個別扱月払保険料 3,370円

保険料は年齢・性別により異なります。
 5年ごと利差配当付介護一時金特約単独のご加入はできませんので、この他に5年ごと利差配当付終身介護保障保険の保険料が必要となります。
 公的介護保険制度が変更された場合、お支払い事由の変更を行うことがあります。



一時金・給付金のお支払い事由(詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

お支払いする一時金・給付金	一時金・給付金のお支払い事由	お支払い額	お受取りになる人
特約介護一時金	責任開始期以後の傷害または疾病が原因で、次のいずれかに該当したとき 公的介護保険制度の要介護2以上の状態 ^{*1} に該当していると認定されたとき 被保険者が満65歳未満のときに当社所定の要介護状態 ^{*1} が180日継続したと医師によって診断確定されたとき	特約の 介護一時金額	被保険者 ^{*2} (保険契約者と死亡給付金受取人が法人の場合は、 保険契約者)
特約死亡給付金	特約介護一時金をお支払いする前に死亡されたとき	死亡日の 解約返戻金額	主契約の 死亡給付金受取人

^{*1} 公的介護保険制度の要介護2以上の状態、当社所定の要介護状態につきましては、下記および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

^{*2} 予め指定代理請求人(配偶者やお子さまなど)を指定されている場合は、被保険者が請求できないときに、指定代理請求人から請求をいただくこともできます。特約介護一時金または特約死亡給付金をお支払いした場合は、この特約は消滅します。

5年ごと利差配当付終身介護保障保険・5年ごと利差配当付介護一時金特約が保障する公的介護保険制度の要介護2以上の状態と当社所定の要介護状態

(詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

公的介護保険制度における要介護2以上の状態

介護一時金・介護年金のお支払いの対象となる要介護2以上の状態とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)」第1条第1項に規定する要介護2から5までのいずれかの状態をいいます。

第2号被保険者(40歳以上65歳未満の公的医療保険加入者)の場合は、介護保険法施行令に規定する特定疾病が原因により、要介護2以上の状態に該当したときに限ります。2007年3月現在の特定疾病は以下の通りです。

末期がん / 関節リウマチ / 筋萎縮性側索硬化症 / 後縦帯骨化症 / 骨折を伴う骨粗鬆症 / 初老期における認知症(アルツハイマー病、脳血管性認知症等) / 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 / 脊髄小脳変性症 / 脊柱管狭窄症 / 早老症 / 多系統萎縮症 / 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 / 脳血管疾患 / 閉塞性動脈硬化症 / 慢性閉塞性肺疾患 / 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

【要介護度別の身体状態のめやす】

要介護
2

要介護認定等基準時間 50分以上70分未満
 身体の状態(例) 軽度の介護を必要とする状態

食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。洋服の着脱は何とかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられる。

要介護
3

要介護認定等基準時間 70分以上90分未満
 身体の状態(例) 中等度の介護を要する状態

食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりではできない。入浴や洋服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられる。

要介護
4

要介護認定等基準時間 90分以上110分未満
 身体の状態(例) 重度の介護を必要とする状態

食事にとどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。

要介護
5

要介護認定等基準時間 110分以上
 身体の状態(例) 最重度の介護を要する状態

食事や排泄がひとりではできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

要介護認定等基準時間とは、コンピューターによって介護に必要な1日あたりの時間を推計したもので、実際に介護サービスが提供される時間ではありません。

(「2006年9月 介護保障ガイド」生命保険文化センター)

当社所定の要介護状態

介護一時金・介護年金のお支払いの対象となる要介護状態とは、次の(1)または(2)のいずれかに該当する状態をいいます。

(1)機能障害により次の および のいずれにも該当する状態

寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表1に定める介助状態に該当すること

表2に定める項目について、全面的介助状態もしくは部分的介助状態に合計で2項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること、または、部分的介助状態に合計で3項目以上該当すること

(2)次の および のいずれにも該当する状態

器質性痴呆と診断確定され、意識障害のない状態において見識障害があり、かつ、表3に規定する問題行動が3項目以上みられる状態

表2に定める項目について、全面的介助状態もしくは部分的介助状態に合計で2項目以上該当し、そのうち全面的介助状態が1項目以上含まれていること、または、部分的介助状態に合計で3項目以上該当すること

表1

	介助状態
寝返り (身体の上にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること)	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等、何かにつかまらなければ、1人で寝返りができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態。
歩行 (歩幅や速度は問わず立った状態から5m以上歩くこと)	杖や歩行器を使用したり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない状態または同程度以上の介助を必要とする状態。

上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回に見られる状況や日頃の状況に基づくものとします。

表2

項目	全面的介助状態	部分的介助状態
入浴	次のいずれかに該当する場合 一般家庭浴槽に出入りする際に、介護者に抱えられたり、リフト等の機器を用いることが必要である。 洗身(浴室内でスポンジや手拭い等に石鹸等を付けて全身を洗うこと)を全て介護者が行っている。	次のいずれかに該当する場合 一般家庭浴槽に出入りする際に、介護者が支えたり手を貸したりすることが必要である。 洗身の際に、介護者が石鹸等を付けて体の一部を洗ったりすることが必要である。
排せつ	次のいずれかに該当する場合 オムツ等を使用している。 身体の汚れた部分を拭くことを含め、排せつにかかわる全ての介助を介護者が行っている。	次のいずれかに該当する場合 排せつ後に自分では身体の汚れた部分の拭き取りができないか、できても不十分なため介護者が拭き取る等の援助を行っている。 排せつ時に介護者が紙の用意をしたり、便器のまわりを汚した場合に掃除を行う等の援助を行っている。
食事の摂取	介助がなければ自分では全くできない状態。(経管栄養(胃瘻を含む)や中心静脈栄養等で準備を含めて一連の行為のすべてに介助を受けている場合を含む。)	食器・食物などを工夫しても、介助がなければ困難な状態。(食事の際に、小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨を取る等、食べやすくするための介助が必要な場合を含む。なお、経管栄養(胃瘻を含む)や中心静脈栄養等を行っているが、準備を含めて一連の行為をすべて自分で行っている場合は含まない。)
清潔・整容	次のいずれかに該当する場合 歯磨き等を自分では全くできない。 洗顔を自分では全くできない。 整髪を自分では全くできない。 つめ切りを自分では全くできない。	次のいずれかに該当する場合 歯磨き等を行う際に、介護者が歯ブラシやうがい用の水を用意する、歯磨き粉を歯ブラシにつける等の介助が必要である。 洗顔を行う際に、介護者がタオルを用意する、蛇口をひねる、タオルで拭く等の介助が必要である。 整髪を行う際に、くしやブラシを用意する等の介助が必要である。 つめ切りを行う際に、介護者がつめ切りを用意する、一部のつめは切る等の介助が必要である。
衣服の着脱	次のいずれかに該当する場合 上衣の着脱を自分では全くできない。 ズボン、パンツ等の着脱を自分では全くできない。	次のいずれかに該当する場合 上衣の着脱の一部は自分でできるが、介護者が常に上衣を持っている、麻痺側の腕のみ着せる等の介助が必要である。 ズボン、パンツ等の着脱の一部は自分で行っているが、最後に上まで上げるなど部分的に介助が必要である。

上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回に見られる状況や日頃の状況に基づくものとします。また、上記に規定する全面的介助状態および部分的介助状態には、運動機能の有無にかかわらず、器質性痴呆により該当する状態を含むものとします。

表3

問題行動		
実際には盗られていない物を盗られたという等、被害的になることがある。 作話をし周囲に言いふらすことがある。 実際にはないものが見えたり、聞えることがある。 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。 暴言や暴行のいずれかあるいは両方が現れることがある。	絶えず独言や同じ話をくり返したり、口や物を使って周囲に不快な音を立てる。 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。 介護者の助言や介護に抵抗することがある。 目的もなく動き回ることがある。 自分がどこにいるか分からず、「家に帰る」等と言い落ち着きがなくなることがある。 外出すると病院、施設、家などに1人で戻れなくなることがある。 1人で外に出たがり目が離せないことがある。	いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。 火の始末や火元の管理ができないことがある。 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。 弄便(尿)など排泄物を弄んだり、尿を撒き散らすことがある。 食べられないものを口に入れることがある。 ひどい物忘れがある。

上記に規定する問題行動がみられる状態とは、それぞれについて少なくとも1週間に1回以上の頻度でみられる状態をいいます。

ご契約に際して

▶ 保険期間・保険料払込期間とご契約年齢の範囲

保険期間	保険料払込期間	ご契約年齢	保険期間	保険料払込期間	ご契約年齢
終身	一時払	20歳～85歳*	終身	65歳	20歳～62歳
終身	3年	20歳～82歳	終身	70歳	20歳～67歳
終身	5年	20歳～80歳	終身	75歳	20歳～72歳
終身	10年	20歳～75歳	終身	80歳	20歳～77歳
終身	15年	20歳～70歳	終身	85歳	20歳～82歳
終身	55歳	20歳～52歳	終身	終身	20歳～85歳
終身	60歳	20歳～57歳			

*5年ごと利差配当付介護一時金特約の契約年齢は20歳～82歳となります。

▶ 付加できる特約

5年ごと利差配当付介護一時金特約
 保険料払込免除特約
 5年ごと利差配当付年金支払特約

特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。詳細につきましては担当者にご確認ください。

▶ 保険料払込方法

年払・半年払・月払・一時払のいずれかをお選びいただけます。(特約保険料の払込方法は主契約の払込方法と同一になります)

一時払以外のお払込みは当社所定の「保険料口座振替制度」をご利用ください。新規のご加入で、団体扱・特別団体扱契約をご検討の方へ新規のご加入の場合、この保険の個別扱保険料は団体扱・特別団体扱保険料より割安となりますので、ご注意ください。

▶ 自動振替貸付制度

解約返戻金があるご契約で、払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがないときには、解約返戻金額の範囲内で、当社が自動的に保険料をお立て替えいたします。

この制度はあらかじめ希望されない旨のお申し出があったご契約には適用されません。

▶ 払済保険への変更

以後の保険料払込みを中止して、当社の所定の方法で計算した金額(解約返戻金額を下回ることはありません)をもとに新たな基本介護年金額を定めた、保険料払込済みの5年ごと利差配当付終身介護保障保険に変更できます。変更前と比べ、基本介護年金額は少額となりますが、保障は一生継続します。

▶ 介護一時金、介護年金または死亡給付金をお支払いしない場合 (詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください)

給付種類	事由(免責事由)
介護一時金 介護年金	次のいずれかにより、被保険者が介護一時金または介護年金の支払事由に該当したとき 保険契約者の故意または重大な過失 被保険者の故意または重大な過失 被保険者の犯罪行為 被保険者の薬物依存
死亡給付金	次のいずれかにより、被保険者が死亡したとき 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 保険契約者または死亡給付金受取人の故意による致死

5年ごと利差配当について～契約者配当金は変動(増減)し、運用実績によっては0となる年度もあります。～
 契約者配当金は、責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益を超えた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。また、これに利息をつけて積立てたものが5年ごと積立配当金ですが、この利率も経済情勢などにより変動します。なお、契約者配当金は運用実績等によって変動(増減)し、支払われないこともあります。上記のほか特別配当をご契約から長期間継続した契約に対してお支払いすることがあります。
 ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。
 ご契約のしおり・約款はご契約に伴う大切なことから記載したもので、**クーリング・オフ**(お申込みの撤回)、**告知義務違反、免責、解約に関するご注意、契約内容の変更**など、ご契約者にぜひ必要な保険の知識について説明しています。必ずご一読のうえ大切に保存してください。また、重要事項説明書(注意喚起情報)は契約内容などにおいてご注意ください。記載した情報に記載したものであり、重要事項説明書(契約概要)は保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものです。お申込みの前に必ずご一読いただき、内容をご確認のうえ大切に保存してください。
 保険種類をお選びいただく際には「ソニー生命の保険種類のご案内」をご覧ください。
 この保険はソニー生命の保険種類のご案内に記載されている**介護保険**です。ソニー生命の保険種類のご案内には当社のライフプランナーまたは代理店が携帯していますのでお尋ねください。また、最寄りの支社・営業所にもご用意しておりますのでご覧ください。
 【生命保険募集人について】当社の担当者(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、当社の担当者(生命保険募集人)の身分・権限等に関しまして確認をご要望のときは、カスタマーセンターまでご連絡ください。
 【ご本人確認について】保険契約申込み時及び契約内容変更時(名義変更等)の手続きの際に、ご契約者または被保険者に、運転免許証やパスポート等の本人を確定し得る書類のご提示を求めて、本人であることを確認させていただくことがあります。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒107-8585 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館
 ホームページ <http://www.sonymlife.co.jp>
 担当者の身分・権限等についてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158821

*ソニー生命は募金活動の全社的な推進により、盲導犬の普及に協力しております。
 登録No.SL-SP1-422 2007年4月作成

担当者 パンフレットのご請求、商品内容のお問い合わせは下記担当者までご連絡ください。

担当者欄に記載のない場合、取扱者はソニー生命保険株式会社《カスタマーセンター》となります。